

輪島市監査公表第4号

平成26年12月17日付発監査第229号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年 1月13日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝

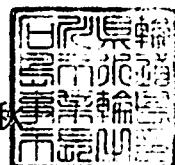




発上第 219号
平成27年1月8日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

監査対象機関

上下水道課

監査執行年月日 平成26年12月5日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について 各滞納者の生活状況等を職員が、個別に調査している。 9ヶ月以上、未納となった場合には、悪質と判断し給水停止の措置をとり、徴収納付に努めている。しかし、依然として滞納額が発生している。 公平性の維持を図るうえで支払能力のある方には、厳格な対応をお願いする。引きつづき滞納額縮小に向け取り組まれたい。	上下水道料金の滞納者には、毎月、督促状、催告状を発送している。平成24年度からは金融機関以外にもコンビニエンスストアで納付できるようになった。また、滞納者には口座振替の手続きを勧め、納め忘れを防ぎ、毎月1日または15日に滞納分の口座振替を行っている。 受益者負担金についても、督促状、催告状を発送しながら分納計画を提示し、滞納額の減少に努めたい。	措置方針等